

第1回 古賀市景観計画策定委員会 会議録

【会議の名称】 第1回 古賀市景観計画策定委員会

【日時・場所】 平成29年7月3日（月）19時30分～21時30分
古賀市役所 第二庁舎 2階 中会議室

【議題】

1. 開会
2. 委員自己紹介
3. 委員長の選出
4. 会議の公開・非公開及び傍聴要領の決定 ※会議公開の場合は、傍聴人入室
5. 景観計画策定の方針の決定
6. 事務連絡
7. 閉会

【傍聴者数】 0人

【出席委員等の氏名】

委員（識見者）：日高圭一郎委員、箕浦永子委員、松山祐子委員

委員（市民会議代表者）：新田昌彰委員、中村直史委員、今村恵美子委員

（以上委員6名）

事務局：都市計画課 吉武課長、渋谷係長、増田、福山コンサルタント2名

【欠席委員の氏名】 なし

【庶務担当部署名】 都市計画課

【委員に配布した資料の名称】

1. 議事次第
2. 古賀市景観計画策定委員会委員名簿
3. 傍聴要領
4. 第1回古賀市景観計画策定委員会 資料
5. 第1回、2回古賀市景観市民会議ニュースレター

【会議の内容】

1. 開会
2. 委員自己紹介
3. 委員長の選出

事務局：古賀市景観計画策定委員会要綱では、委員長は委員の互選により定めることとなっている。委員長を選出したいが、どなたかいらっしゃるか。いらっしゃらなければ事務局から提案させていただきたいがよろしいか。

（異議なし）

それでは事務局より提案させていただく。日高委員にお願いしたいと思うがよろしいか。

（異議なし）

それでは、日高委員を委員長とする。

《委員長挨拶》

4. 会議の公開・非公開及び傍聴要領の決定

- ・会議は公開とする。
- ・傍聴要領については、配布資料のとおりとする。
- ・会議録の作成方法は、「要点筆記」とし、発言者の氏名は記載しないこととする。

5. 景観計画策定の方針の決定

●「1. 景観計画策定の概要」、「2. 古賀市の景観の現状と課題」について

《事務局説明》

委員長：このことに関して質問や意見はないか。

委員：法的な強制力は、既存のものについても対象となるのか。

事務局：計画を作ったからといって既存のものに対して、すぐに建替え等を求めることはない。改修する際などに、ルールを守ってもらうこととなる。

委員：「美しいまちづくりプラン」と景観計画との違いは何か。重複している内容はないのか。

事務局：「美しいまちづくりプラン」は任意の計画であり、今回の計画は景観法に基づく計画である。景観計画の景観づくりの基本的な方向性にあたる部分が「美しいまちづくりプラン」の内容と重複するが、景観計画はプランを踏襲しつつ、実効性を担保するために作成する。

委員長：「美しいまちづくりプラン」はなくなって一本化されるのか。それとも別途新しいものができるのか。

事務局：「美しいまちづくりプラン」は、その内容を踏まえた上で、景観計画に一本化する予定である。

委員：「美しいまちづくりプラン」の続編という位置づけではないのか。

事務局：続編という位置づけではない。

委員：資料の中の写真に人が入っていないが、人が入って成立する景観もある。計画は物的なものだけを対象とし、祭礼やイベントなどの文化的景観は今回の対象とならないのか。

事務局：本日の資料では、場所ごとに特性を抽出しているが、これとは別のレイヤーで全市にまたがる歴史・文化的なものがある。最終的には、祭礼やイベントなどの、文化的景観についても含めた計画としたい。

委員長：「美しいまちづくりプラン」のP29（歴史・文化的景観に対する方針“地域固有の歴史文化を守り伝える景観まちづくり”）に考え方が書いてある。

委員：資料P30の「主な課題」に記載されている「市の背景となる山林景観の保全」とは、どういったものを指すのか。市民会議等での意見を踏まえているのか。

事務局：市民会議での意見も含めて記載している。

委員：山の斜面が切り崩されて、樹木がなくなっていることを指しているのか。

事務局：そのことを指している。ただ、対策が難しく、森林法などの関連法や関係各課と連携して考える必要がある。

委員長：山の斜面の切り崩しや樹木の伐採については、もとの状態に戻す義務がないだけで違法ではない。

委員：山の斜面の切り崩しは、徐々に広がっているようにも見える。

委員：古賀といえば、「なの花まつり」の印象が強い。農業に対する保障がない限り、失われていくと思う。どうにかしたい。あるいてん道ウォークを行う際には、私有地である松林の土地には大勢で入らないようにと言われることがある。松林と海岸へのアクセス向上は必要であると思う。

委員長：「美しいまちづくりプラン」の委員会の際にも、農業の存続と文化的景観の保護に対する意見が話題となった。ただ、景観の面からではなかなか解決策が見いだせなかった。解決策の参考になりそうなものとして、棚田の維持に農家だけではなく、都会の人がボランティアとして維持管理を手伝うという取り組みを行っている事例がある。景観の問題になるかは分からないが、必ずしも農家だけではなく、市街地側に住んでいる人たちが農業に参加できるような仕組みなども考えられるのではないだろうか。

委員：コスモスについても、種を蒔こうと思ってもどこにでも植えられる訳ではない。以前と比べるとコスモスが見られるところも少なくなったと感じる。

委員長：この景観がいいということだけではなく、どう維持していくのか、推進体制をきちんとつくる必要がある。方向性と工程くらいは今回の計画の中で示したい。松林の問題は私有地があるということなのか。

事務局：松林についてはほとんどが個人所有だが、保安林である。ただ、松食虫の駆除などは市が定期的に行っているので枯れていない。松は根が地表面に出ている所があり、踏むと根を痛めるので、大勢で松林を歩かないようお願いしている。そのため、地元の方で散歩道にしている人もいるが、「あるいてん道」としては松林の内部を除外している。

事務局：景観に対するルールを作り、自発的な市民の運動を広めたい。できるかは分からないが、助成を出すなどの制度面からのアプローチも検討したい。市民会議をきっかけに、各々の団体が個別に行っているまちづくりについて、景観をキーワードとしてこの機会に連携体制を構築できればと考えている。

● 「3. 景観計画の策定方針について」について

《事務局説明》

委員長：このことに関して質問や意見はないか。

委員：資料P30の「主な課題」に記載しているように、派手な色彩の建築物や広告物を規制することは必要だと思うが、どのような色彩を取り入れていけば古賀市にとっていい景観となっていくかを企業や市民に明示することが大切であると思う。電線の地中化には良い面もあるが、埋設物により、植栽を自由に植えられなくなるという問題もある。ただ電線を地中化するだけでなく、植栽や道路などについても一体的に考えてほしい。植栽を切りすぎている所もあ

る。造園業者でも、適切な剪定の程度を知らない人がいるので、この機会に広く知らせる必要がある。中央分離帯の植栽も枯れた後にコンクリートで埋めるだけでは味気ない。緑化修景できないものか。

委員長：公共施設ガイドラインを作成していたと思うが、その中には記載していないのか。今回の計画との関連としてはどういった扱いになるのか。

事務局：公共空間景観形成ガイドラインは、具体的な内容については少しぼんやりしており、なかなか使えるものにはなっていない。今回の計画の中で、重要な公共施設については重要公共施設に位置づけて、整備の都度公共施設ごとに景観のあり方を検討するといった方法も考えられる。

委員長：民間の施設は規制できるが、公共施設の景観コントロールはどうするのか。

事務局：他都市の事例では、アドバイザー制度により、公共施設整備の都度、各管理者と景観のあり方について協議しているものもある。

委員長：ある一定規模以上の公共施設については、整備前に景観担当課と協議する、などの仕組みをつくる必要がある。

事務局：これまでは公共施設の建物の色等について、どこに相談するという決まりもなかった。今後は、例えば都市計画課で相談を受けることで、周りの景観との色のマッチングや公共施設同士の色を揃えていくような仕組みを作りたいと考えている。

委員長：植栽や花などについても協議の上アドバイス等を行うのか。

事務局：道路については、路線と歩道の幅員の問題もあり、植栽の振り分けについて景観だけで決めるのが難しい部分がある。

委員：国道は国で、市道は市がやるのか。

事務局：道路によって管理者が違うので、管理者別に行うことになる。作る時も同様である。

委員：ご指摘の中央分離帯は、市道に関する箇所か。

委員：市道を含む、いろいろな道路の中央分離帯についてである。

事務局：他都市では景観重要公共施設にして、市のチェックを受けているところもある。窓口や景観チェックのしくみにより、柔軟に対応していく必要がある。

委員長：色彩の基準を作る上で気をつけることや、アドバイスなどはあるか。

委員：先行している他都市は、全市で緩やかなルールを決めるネガティブチェックを採用している所が多い。ただ5～10年経って、法の隙間をぬって企業が対策してくるため、景観審議会でルールを変更することがある。どこまできめ細かく決めるかが重要である。まずは、大枠の色彩ルールを作って、問題になった所を順次検討していくといった方法も考えられる。公共施設の色彩のルール作りでは、建物だけでなく、足元の道路が非常に重要であると感じる。建物だけ色彩コントロールしても、足元がバラバラだと効果が低い。カラー舗装やガードレール、電柱、インターロッキング等についても、色彩コントロールが必要と考える。

委員長：他都市では公共施設の色彩が問題になることもある。公共施設の色彩について、ある程度具体性を持った景観形成方針を盛り込む必要がある。

委員：例えば、海辺のガードレールは、塗り替えの時に海や松と調和した色にするなど、模範的なイメージを作り、伝えることが大切である。

委員長：計画としてどこまで書き込むかを決めることは重要である。また、計画に盛り込めない部分については、別にガイドラインをつくるという方法も考えられる。

委員：古賀市の道路の色はたしかに統一されていない。大切なことだと思う。

委員長：法定計画で細かく書きすぎると、逆に柔軟な対応が出来なくなり、自分たちの首を絞めることもあるため、アドバイザー会議で柔軟に対応しているのが一般的である。計画の記載内容については、運用を見据えて、よく検討する必要がある。

委員：予算は限られているので、整備をする際にも、優先順位をつけることが必要である。

委員長：景観計画を基本的な計画とすると、次の段階として、予算と連動した実施計画的なものが必要であると思う。

委員：重点地区を作る予定はあるのか。

事務局：最初から作るか否かは未定である。地域の方との合意形成も必要となるため、候補地を挙げる程度に留める可能性もある。

委員長：今後地元の方と協議していくという方向性的なものになる可能性が高いと思われる。

委員：計画の対象範囲は市域全体なのか。

事務局：区域は市域全体である。

委員長：行為制限も市域全体で行うのか。重点地区だけなのか。

事務局：市全域で行う。その際、行為の制限の内容を、市内一律とするのか、景観域ごとに書き分けるのかは、今後の検討課題である。

委員長：実際は市街化調整区域でも新しい家が建つこともあるなど、区域ごとの開発の実情等に応じて考える必要があり、景観域ごとに行為制限を考えていく可能性が高いと思われる。

6. 事務連絡

- ・次回は10月頃を予定。

7. 閉会

以上